

標記労働會議既後ノ状況左記ノ通り

會社ハ本月四日朝ヨリ前店シ會社役員及會議團ヨリ復
帰セル女店員一名ニテ従業員營業ヲ継続シ一方社長並ニ
監査役服部源一郎ハ従業員代表ト致次ノ會見ナルモ双
方服部ノ点ニ片キ讓歩ヲ見ズ交渉決裂ノ状態ニ在リシ
カ従業員岡村恒次(引續キ罷業中、モノナルカ會議團
ニハ加盟セサルモノ)ノ斡旋ニ依リ六月八日夜會社ニ
於テ勞資會見別記費書ヲ作成シ圓滿解決ヲ告ゲタリ
右及中(逆)服部也

覺書

昭和四年五月八日標記會社外國除書房社長取締役服部春一ト合
資事業員代表、西村吉久、河津由次夫、栗林次郎、本藤茂
見、今井日天隆、泉井川富雄トノ間ニ待退及異議其也ニ関
シ協議ノ結果左ノ如キ合意ス

- 一 解雇ノ場合ハ右ノ如キトス
- 一 業務移管ニ違反ノ場合
- 一 追々規程ハ會社當業者ニ於テ知、同業者ノ事例ニ準據シ的一
下日以下ニ作製費未納ノモノトス
- 一 營業費、經費節減等ニ對シテ、経営組織變更ノ場合
但シ此種場合ハ一月以テ前ニ同業者ニ豫告スルモノトス
- 一 月給算額ハ即時左ノ通り実行ス
- 一 月給五十二圓五ノモノニ對シテハ金十圓
- 一 月給三十圓以下ノモノニ對シテハ三圓
- 一 但シ在社年限ニテ前未滿ノモノ及信算員ニ前二項ハ適用セズ
- 一 定期昇給ハ但シ二年六月十日以降毎年一回金四圓五ノモノトス
- 一 期末賞金ハ毎期其ノ期末ニ於テ(月給)ノ百分(二月半分トス)